証券コード　6099
平成29年３月８日

株　主　各　位

長野県松本市出川町１５番１２号
株式会社　エ　ラ　ン
代表取締役社長　櫻　井　英　治

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月24日（金曜日）　午前10時
（開催時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。）

２．場　　所　長野県松本市深志１－３－21
松本 東急ＲＥＩホテル
３階「クリスタルルーム」

３．目的事項

報告事項　第23期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　取締役の報酬額改定の件
第６号議案　監査役の報酬額改定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　当日のお土産の配布につきましては、行っておりません。
株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。
◎　株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.kkelan.com）に掲載させていただきます。

事業説明会開催のご案内	定時株主総会の終了後、引き続き株主総会会場におきまして、当社の事業内容についてのご理解を深めていただく事を目的とした「事業説明会」を開催いたします。株主の皆様におかれましては、ご多忙のことと存じますが、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。 なお、「事業説明会」においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、政府による積極的な経済政策を背景に、雇用・所得環境において緩やかな回復基調をたどり、個人消費は一部で停滞するも全体的に底堅い動きとなりました。一方、中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化や、英国のEU離脱、米国の大統領選後における政策動向への懸念など、我が国経済に及ぼす影響は未知数であり、経済の行く先は依然不透明な状況がつづいております。

当社が属する医療・介護業界につきましては、65歳以上人口が3,461万人、総人口の27.3%（平成27年国勢調査による人口推計）を占めるなど高齢化が一層進み、当社サービスの市場規模はますます拡大するものと思われます。

こうした環境の中、当社は、介護医療関連事業の主力サービスである「ＣＳ（ケア・サポート）セット」（病院・施設等での生活で必要となる衣類、タオル類の洗濯サービス付レンタルと日常生活用品の提供を組み合わせた日額制サービス）を、より普及・拡大させるために、全国10営業拠点において、営業活動を施設（病院及び介護老人保健施設等）に対して展開してまいりました。また、平成28年４月には、東北エリア４拠点（岩手、宮城、青森、秋田）にてＣＳセットと同種のサービスであるＬＴセットを展開する株式会社エルタスクとの間で資本業務提携契約（同社発行済み株式数の10.0％の取得）を結び、競争力の強化に努めてまいりました。併せて、平成28年７月には商談や情報収集、営業サポートの拠点として、東京都港区に東京オフィスを設置しました。これにより、当事業年度の新規導入の施設数は135施設、解約施設数は15施設となり、当事業年度末のＣＳセット導入施設数は前事業年度末より120施設増加し764施設となりました。

この結果、当事業年度の売上高は11,407,598千円（前期比26.6%増）、営業利益は736,069千円（同25.1％増）、経常利益は749,323千円（同26.7%増）、当期純利益は500,670千円（同37.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、60,547千円であります。

その主なものは、システム開発費用31,327千円、東京オフィス開設に伴う内装工事費用等7,196千円、名古屋支店の移転に伴う内装工事費用等6,475千円、営業車両の購入7,851千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 20 期 (平成25年12月期)	第 21 期 (平成26年12月期)	第 22 期 (平成27年12月期)	第 23 期 [当事業年度] (平成28年12月期)
売　上　高(百万円)	6,024	7,463	9,011	11,407
経 常 利 益(百万円)	401	434	591	749
当 期 純 利 益(百万円)	247	258	363	500
1 株 当 た り 当期純利益金額 (円)	41.30	41.95	49.51	68.00
総　資　産(百万円)	2,267	3,702	4,309	5,263
純　資　産(百万円)	810	2,109	2,457	2,921
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	135.05	287.81	333.86	393.71

(注) 1．売上高には、消費税等は含まれておりません。

2．１株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。

3．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

4．平成26年７月28日付で普通株式１株につき100株、平成27年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、医療・介護業界の市場規模全体の伸び率は老齢人口の増大に伴い、継続的に拡大する方向で推移することが予想されるものの、決して楽観できる状況とは考えておりません。今後の行政施策の変更や法改正が当社事業に多大な影響を及ぼす可能性、また当社の業態に類似した新規参入業者の出現など外部環境の変化により、競争が激化することも考えられます。

当社といたしましては、そのような外部環境の変化の中にあってもさらなる事業規模の拡大を推進していくために、以下の点に注力していくこととしております。

① 全国への営業・サービス網の整備

平成28年７月に東京都港区に東京オフィスを開設しました。新規営業活動の後方支援を行う営業企画室を東京オフィスに設置することにより、今まで以上に全国の支店に対してタイムリーな情報提供や、営業力強化活動を行う事が可能となりました。また、ＣＳセットの導入施設数を効率的に増やすために、各エリアの需要動向等に合わせて人員配置の見直し等を行い、新たな支店設置の検討を含めて、引き続き積極的に活動して行く予定です。

② 人材の育成

当社は、従業員の教育、育成を当社が永続的に成長するためには欠くことのできない重要な課題であると認識しております。先輩従業員から直接指導を受ける実践型の人材教育（ＯＪＴ）に加え、より短期間で優秀な人材を育成すべく、新卒採用者への教育プログラムとしてメンター

制度の確立や中堅・幹部従業員向けの各種研修の拡充を図ります。これとともに、報酬体系や人事評価など人事制度全般の再構築を進めております（適用は平成30年12月期の予定）。

③　知名度、ブランド力の向上

当社が介護医療関連事業として行っている衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービスは、当社の上場及び業容の拡大によって、全国的にある程度社会的に認知されるようになってきました。しかし、当社名及びＣＳセットサービスとしての認知度はまだ十分な水準となっているとはいえません。利用者、病院・施設、提携業者の満足度を向上させる活動を継続的に行う事によって、当該サービスのトップランナーとしてのブランド力を高めてまいります。

④　システム化の促進

当社は、ＣＳセットの運営に当たって、顧客情報管理（顧客情報及びＣＳセットの利用状況）、物流管理、営業活動管理等において情報システムを利用しております。今後もＣＳセット導入施設の増加に伴い、取り扱う情報量やこれに対応する事務作業が増加することが予想されます。これに対応するため、請求関連業務、物流関連業務、営業活動管理に関する情報システム化を積極的に推進することによって、より正確かつ効率的に業務を遂行するとともに、入手した各種データを分析することによって新たなビジネス展開の可能性も探ってまいります。

⑤　ＣＳセット利用料金の回収能力の向上

当社が提供するＣＳセットの利用者は、病院・介護老人保健施設等に入院、入所する個人です。病院・介護老人保健施設等の窓口において利用申込みが行われますが、申込み時に利用者個人の信用能力の調査を行うことや経済力が乏しい個人からの利用申込みをお断りすることは現実的ではなく実施しておりません。また、利用中や退院・退所後に経済状態が悪化されることやお亡くなりになることもあることから、利用料金の一部について滞留及び貸倒れが発生します。

当社では、債権管理部門において書面及び電話によるきめ細やかな回収活動を実施しておりますが、今後の請求件数の増加に耐えうる債権回収体制を構築し、回収能力を向上してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年12月31日現在）

事業区分	事業内容
介護医療関連事業	病院に入院される方や、介護老人保健施設等に入所される方たちに対して、衣類・タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせたサービス「ＣＳ（ケア・サポート）セット」を展開しております。

⑹ **主要な事業所**（平成28年12月31日現在）

名称	所在地
本社	長野県松本市
東京オフィス	東京都港区
札幌支店	北海道札幌市白石区
さいたま支店	埼玉県さいたま市大宮区
相模原支店	神奈川県相模原市中央区
金沢支店	石川県金沢市
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
広島支店	広島県広島市中区
大阪支店	大阪府吹田市
四国支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市博多区

（注）東京オフィスは、平成28年７月１日に開設いたしました。

⑺ **従業員の状況**（平成28年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名（95名）	17名増（20名増）	31.6歳	4.2年

（注）従業員数は就業人員（当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員を含む。）は、（　）内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年12月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（平成28年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　24,000,000株

② 発行済株式の総数　7,420,000株

（注）ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は60,000株増加しております。

③ 株主数　2,516名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
櫻井英治	2,160,000株	29.11%
中島信弘	1,690,000株	22.77%
佐藤幸夫	480,000株	6.46%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	469,700株	6.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	277,000株	3.73%
渡邉淳	145,000株	1.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	109,900株	1.48%
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	100,700株	1.35%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	75,900株	1.02%
株式会社ＳＢＩ証券	70,500株	0.95%

（注）持株比率は自己株式（46株）を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		平成26年５月16日
新株予約権の数		325個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　65,000株 (新株予約権1個につき　200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　18,000円 (1株当たり　180円)
権利行使期間		平成28年５月17日から 平成32年５月16日まで
主な行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　325個 目的となる株式数　65,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名
	監査役	新株予約権の数　―個 目的となる株式数　―株 保有者数　―名

(注) １．平成26年７月28日付で行った１株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

２．平成27年７月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

３．新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会において正当な理由があると認められた場合（会社都合による退職、健康上の理由による退職等）にはこの限りではない。

新株予約権の割り当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	櫻井英治	営業本部長
取締役副社長	安藤剛照	
専務取締役	中島信弘	運営管理部長 業務部・運営管理部管掌
取締役ＣＦＯ	渡邉淳	経営管理部・経営企画部管掌
取締役	峯崎友宏	営業副本部長
常勤監査役	林憲司	
監査役	髙木伸行	株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングス社外監査役 株式会社ラクト・ジャパン社外取締役
監査役	愛川直秀	愛川法律事務所所長

（注）1．監査役　髙木伸行氏及び監査役　愛川直秀氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

2．当事業年度中の取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
櫻井英治	代表取締役社長	代表取締役社長 営業本部長	平成28年10月１日
安藤剛照	社外取締役	取締役副社長	平成28年10月１日
中島信弘	専務取締役 業務部管掌	専務取締役 運営管理部長 業務部・運営管理部管掌	平成28年８月１日
渡邉淳	取締役ＣＦＯ 経営管理部長	取締役ＣＦＯ 経営管理部・経営企画部管掌	平成28年11月１日
峯崎友宏	取締役営業管掌	取締役営業部長	平成28年２月１日
	取締役営業部長	取締役 営業副本部長	平成28年10月１日

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	5名	120,610千円
監査役	3名	13,302千円
（うち社外役員）	（3名）	（8,952千円）
合計	8名	133,912千円

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．社外取締役の報酬額は平成28年10月１日以降、社外取締役が不在となりましたので、平成28年１月１日から平成28年９月30日までのものとなっております。
3．取締役の報酬限度額は、平成27年３月25日開催の第21回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成28年３月25日開催の第22回定時株主総会において年額16百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、安藤剛照氏を社外取締役としておりましたが、経営体制の強化及び企業価値の向上を図るため、平成28年10月１日付で同氏を取締役副社長といたしました。そのため同日から社外取締役が不在となったことを踏まえ、当社が求める知見及び独立性を有した社外取締役の選任について鋭意人選を進めた結果、適任者を得ることができましたので、第23回定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

ロ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役髙木伸行氏は、株式会社Ｃ＆Ｆロジホールディングスの社外監査役及び株式会社ラクト・ジャパンの社外取締役であります。当社と各兼務先の間には特別の関係はありません。
・監査役愛川直秀氏は、愛川法律事務所所長であります。当社と兼務先の間には特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主　な　活　動　状　況
取締役　安藤剛照	平成28年10月１日付で取締役副社長に就任する前の、当事業年度に開催された平成28年９月30日までの取締役会14回のすべてに出席いたしました。長年にわたる複数の上場会社での経営経験等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　髙木伸行	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。社外での豊富で幅広い経験や株式を含めた金融に関する専門知識を活かして意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　愛川直秀	当事業年度に開催された取締役会18回及び監査役会13回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務である財務調査業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び従業員に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

ロ．公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。

ハ．代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

ニ．反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及び、システムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。

ロ．リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に対し報告を行う。

ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

ロ．取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び、社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び、監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。

ハ．各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。監査役は、監査役の職務を補助する使用人の選任、考課に関して意見を述べることができるものとする。また、配置された監査役の職務を補助する使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けないものとする。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

イ．取締役及び使用人は、監査役に対し取締役会その他重要な会議への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査役も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査役に直接報告することもできる。

ロ．取締役及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告する。

ハ．その他の事項に関しても、監査役から報告を求められた場合には、取締役及び使用人は遅滞なく監査役に報告する。
ニ．監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる旨等を内部通報制度運用規程において定め、その保護を図るものとする。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
ロ．監査役は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて内部監査への立会を行う。
ハ．監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
ニ．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

⑹ 内部統制システムの運用状況の概要について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンスマニュアル」を用いたコンプライアンス教育を実施するほか、公益通報者保護法に対応した内部通報制度を運用しております。また、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その結果について、社長及び監査役への報告を行うほか、内部監査室マネージャーが定期的に取締役会に出席し、社外も含めた全ての役員に対する活動状況報告を実施しております。

反社会的勢力対応については、経営管理部総務人事課を主管部署とし、コンプライアンスマニュアルを用いて、いかなる場合においても反社会的勢力には金銭その他の経済的利益を提供しないことを周知徹底しております。また、契約書等の締結にあたっては反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、必要な文書等を保存・管理し、取締役及び監査役は必要に応じてこれらの文書等を速やかに閲覧できる体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ＣＳセット利用者の個人情報に関わるリスクや貸倒リスク等、会社運営全般に関わるトラブル・リスクについては、適宜、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査役に報告が行われております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月１回の定時取締役会において、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行うほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「組織規程」及び「稟議規程」等によって意思決定手順を明確に定め、これに従った運用を行うことにより、職務執行の効率化を図っております。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

　専属の補助スタッフは配置しておりませんが、経営管理部総務人事課の担当者が取締役会開催時等において監査役の補助を実施しております。

⑥　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

　使用人から監査役への報告については、内部通報制度によることができるほか、監査役から報告要請があった場合には取締役及び使用人は、遅滞なく監査役への報告を行っております。

⑦　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　監査役は内部監査室及び監査法人とも連携し、必要な情報収集及び意見交換を実施しております。また、監査役の職務執行に必要な費用の精算は適切に行っております。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,840,387**	**流動負債**	**2,342,463**
現金及び預金	2,148,551	買掛金	1,750,653
売掛金	1,537,862	未払金	309,858
商品	387,658	未払費用	30,272
前払費用	11,261	未払法人税等	155,466
未収入金	853,720	未払消費税等	41,926
繰延税金資産	72,162	従業員預り金	32,604
その他	24,693	賞与引当金	702
貸倒引当金	△195,521	その他	20,980
固定資産	**423,366**	**負債合計**	**2,342,463**
有形固定資産	**264,704**	（純資産の部）	
建物	123,077	**株主資本**	**2,921,290**
構築物	658	**資本金**	**562,096**
車両運搬具	12,792	**資本剰余金**	**532,096**
工具、器具及び備品	14,156	資本準備金	532,096
土地	114,018	**利益剰余金**	**1,827,154**
無形固定資産	**51,461**	利益準備金	7,500
ソフトウエア	50,780	その他利益剰余金	1,819,654
その他	680	別途積立金	12,500
投資その他の資産	**107,201**	繰越利益剰余金	1,807,154
投資有価証券	37,000	**自己株式**	**△56**
敷金	56,678	**純資産合計**	**2,921,290**
繰延税金資産	10,279		
その他	3,242		
資産合計	**5,263,754**	**負債純資産合計**	**5,263,754**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**11,407,598**
売上原価		**8,379,227**
売上総利益		**3,028,370**
販売費及び一般管理費		**2,292,301**
営業利益		**736,069**
営業外収益		
受取利息	264	
受取配当金	1,226	
受取家賃	555	
投資有価証券売却益	1,554	
助成金収入	730	
経営指導料	8,000	
その他	1,424	13,755
営業外費用		
投資有価証券売却損	50	
固定資産除却損	451	502
経常利益		**749,323**
特別利益		
固定資産売却益	267	267
税引前当期純利益		**749,590**
法人税、住民税及び事業税	255,603	
法人税等調整額	△6,683	248,920
当期純利益		**500,670**

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	557,676	527,676	527,676	7,500	12,500	1,350,644
当期変動額						
新株の発行	4,420	4,420	4,420			
剰余金の配当						△44,160
当期純利益						500,670
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	4,420	4,420	4,420	－	－	456,510
当期末残高	562,096	532,096	532,096	7,500	12,500	1,807,154

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
当期首残高	1,370,644	－	2,455,996	1,240	1,240	2,457,237
当期変動額						
新株の発行			8,840			8,840
剰余金の配当	△44,160		△44,160			△44,160
当期純利益	500,670		500,670			500,670
自己株式の取得		△56	△56			△56
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△1,240	△1,240	△1,240
当期変動額合計	456,510	△56	465,294	△1,240	△1,240	464,053
当期末残高	1,827,154	△56	2,921,290	－	－	2,921,290

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により算定しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法により算定しております。

②　たな卸資産

・商品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～38年
構築物	20～45年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	２～15年

（会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

②　無形固定資産　　定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、

回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑷ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　119,523千円

3．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	7,360,000株	60,000株	－株	7,420,000株

（注）発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの権利行使により、60,000株の新株発行を実施したことによる増加分であります。

⑵ 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	46株	－株	46株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り46株による増加分であります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日定時株主総会	普通株式	44,160	6	平成27年12月31日	平成28年3月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	89,039	12	平成28年12月31日	平成29年3月27日

4．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（流動の部）

繰延税金資産	
未払事業税	10,157千円
貸倒引当金	60,005千円
賞与引当金	248千円
商品評価損	1,750千円
繰延税金資産合計	72,162千円

（固定の部）

繰延税金資産	
繰延資産償却超過額	905千円
一括償却資産	2,644千円
減価償却費	3,669千円
投資有価証券	3,060千円
繰延税金資産合計	10,279千円

⑵　税効果会計に使用する法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法津第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年３月31日に公布されました。これにより平成28年４月１日以降に開始する事業年度より法人税率が現行の23.9％から23.4％に引き下げられるとともに、事業税の所得割の税率引下げと外形標準課税が拡大されることになりました。これに伴い、当事業年度末の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、従来の32.06％から平成29年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異及び平成30年１月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46％となります。

この法定実効税率に基づき、当事業年度末の繰延税金資産を計算すると、繰延税金資産が4,855千円減少し、その結果、当事業年度に収益計上された法人税等調整額が4,855千円減少することになります。

5．リースにより使用する固定資産に関する注記

当社は、車両及び事務用品等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。当該リース取引については、重要性が乏しいため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資の運用については、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、業務部が顧客（CSセット利用者）ごとの債権残高を定期的にモニタリングし、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ⅱ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営管理部が各部署からの報告に基づき、定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	2,148,551	2,148,551	－
⑵　売掛金及び未収入金	2,391,582		
貸倒引当金（※）	△195,521		
	2,196,060	2,196,060	－
資産計	4,344,611	4,344,611	－
⑴　買掛金	1,750,653	1,750,653	－
⑵　未払金	309,858	309,858	－
⑶　未払法人税等	155,466	155,466	－
負債計	2,215,978	2,215,978	－

（※）売掛金及び未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金及び未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　未払金、⑶　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　393円71銭

⑵　1株当たり当期純利益金額　68円00銭

8．重要な後発事象に関する注記

株式会社エルタスクの株式の取得による子会社化

当社は平成29年２月10日開催の取締役会において、資本提携先であります株式会社エルタスクの株式を追加取得し、子会社化することを決議いたしました。

当社は同日に既存株主との間で株式譲渡契約を締結し、平成29年２月28日に株式を取得する予定です。

⑴ 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称：株式会社エルタスク

事業の内容：医療施設、介護施設における「ＬＴセット」システムの管理運営

② 企業結合を行う主な理由

当社が展開しているＣＳセットと株式会社エルタスク（以下「エルタスク」）が展開しているＬＴセットは、サービス名は異なりますが、「入院セット」「入院日用品セット」と称される同種のサービスです。エルタスクでは平成18年11月より同事業を展開しておりますが、同事業の立ち上げ期において、当社は役員派遣その他による経営指導を行っておりました（平成25年11月に終了）。その後は、関係を解消し、各々独自に営業展開を行っておりましたが、当社においては、競争力強化のためにも東北エリアでの営業網整備の必要性があり、エルタスクにおいては、東北エリア内における営業体制及び経営管理体制をより強化・充実させることが必要となったため、両社は平成28年4月28日付で資本業務提携契約を締結（当社はエルタスクの株式の10％を取得）し、協力関係を構築してまいりました。

今般、両社は、現状の資本業務提携関係を超えて、当社がエルタスクを子会社化し、グループとして一体運営することで、両社の成長力及び競争力を一層強化することが可能となるとの認識で一致したため、当社は、平成29年２月10日の取締役会にて、エルタスクの株式の90％を追加取得し、100％子会社とすることを決定いたしました。

③ 企業結合日

平成29年３月31日（みなし取得日）（予定）

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称
株式会社エルタスク

⑥ 取得する議決権比率
企業結合日直前に所有している議決権比率　10.0%
企業結合日に追加取得する議決権比率　90.0%
取得後の議決権比率　100.0%

⑦ 取得企業を決定するに至る主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

⑵ 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	613百万円
取得原価		613百万円

⑶ 主要な取得関連費用の内訳及び金額
アドバイザリー費用　12百万円

⑷ 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
のれんが発生する見込ですが、現時点では確定しておりません。

⑸ 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月15日

株式会社エラン
　取 締 役 会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢 野　　浩 一　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小 松　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エランの平成２８年１月１日から平成２８年１２月３１日までの第２３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成29年２月10日開催の取締役会において、株式会社エルタスクの株式を取得し子会社化すること決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月20日

株式会社　エラン　監査役会

監 査 役 （ 常 勤 ）　林　　憲 司 ㊞

監査役（社外監査役）　髙 木 伸 行 ㊞

監査役（社外監査役）　愛 川 直 秀 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら今後の事業展開等を総合的に勘案して、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金12円
総額89,039,448円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年３月27日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（新設）	（補欠監査役の選任等） 第39条　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2.　補欠監査役の選任決議は、第32条第2項の規定を準用する。 3.　第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期が満了する時、または、補欠として選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までのいずれか短い時までとする。 4.　補欠監査役を選任した場合、その選任にかかる決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第39条～第45条　（条文省略）	第40条～第46条　（現行どおり）

第３号議案　取締役２名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役２名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	原（はら）　秀雄（ひでお） （昭和38年４月16日）	昭和61年３月　株式会社リコー入社 平成21年４月　同社経理本部経理企画室次長 平成23年７月　日本フローサーブ株式会社コントローラー 平成26年２月　株式会社ミスミグループ本社ファイナンス室副ジェネラルマネージャー 平成28年７月　当社入社 平成28年11月　当社経営管理部長 平成29年１月　当社管理本部長兼経営管理部長（現任）	－株
2	藤田（ふじた）　幸司（こうじ） （昭和28年１月29日）	昭和51年４月　第一中央汽船株式会社入社 平成18年６月　同社取締役就任 平成21年６月　同社取締役常務執行役員 平成25年６月　同社代表取締役専務執行役員 平成28年６月　同社代表取締役専務執行役員退任	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．藤田幸司氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

３．原　秀雄氏を取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、事業会社において経理財務部門の責任者を務めた経験があることから、高い知見と経営に対する監督能力を備えており、当社の経営強化に適任であると判断いたしました。

４．藤田幸司氏を社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。
同氏は、上場会社において取締役の立場で経営に長年にわたって携わられていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

５．藤田幸司氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として生じるものとします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
宮田　旭（みやた　あきら） （昭和47年６月23日）	平成18年10月　有村総合法律事務所入所 平成19年10月　宮田旭法律事務所開設 同事務所所長（現任）	－株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．宮田　旭氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．宮田　旭氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識と経験を有されていることから、その経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。また、同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

４．宮田　旭氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年３月25日開催の第21回定時株主総会において、年額180百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経営体制の強化及び取締役会の監督機能強化（コーポレート・ガバナンス強化）を図るため、取締役を２名（うち社外取締役１名）増員することに伴い、賞与を含めた報酬額として年額360百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含めないものといたします。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役０名）でありますが、第３号議案「取締役２名選任の件」が原案どおり承認可決された場合は、取締役７名（うち社外取締役１名）となります。

第６号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成28年３月25日開催の第22回定時株主総会において、年額16百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、年額24百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会　　場

長野県松本市深志1-3-21
松本 東急ＲＥＩホテル　３階「クリスタルルーム」
Tel.0263-36-0109

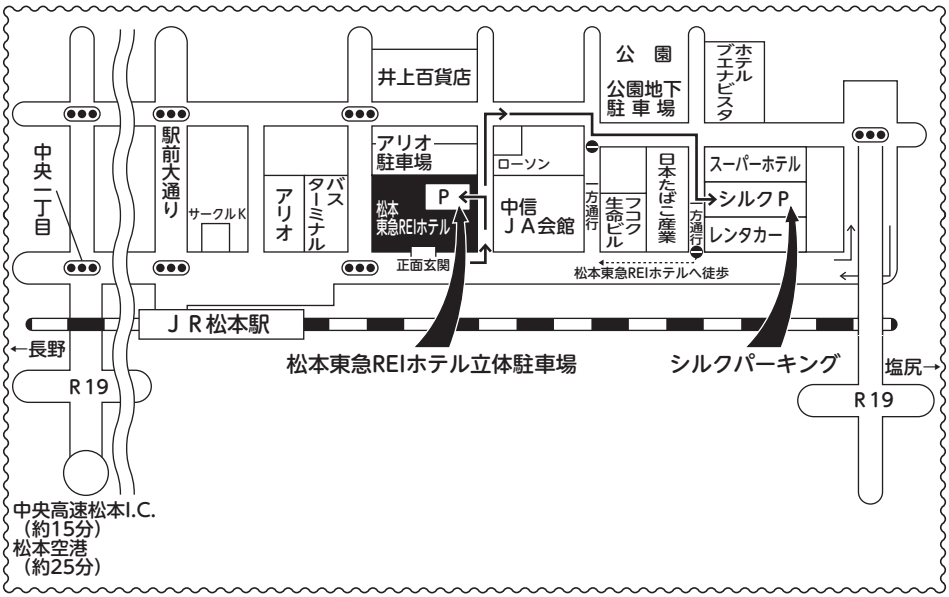

■全長５ｍ・車高1.55ｍ・車巾1.8ｍ・重量1,700kg以内の車輌は、松本東急ＲＥＩホテル立体駐車場をご利用いただけます。このサイズを超える車輌につきましては、松本東急ＲＥＩホテル契約駐車場（シルクパーキング）へのご案内となります。

〔交通〕ＪＲ松本駅東口より　徒歩３分
　　長野自動車道松本Ｉ.Ｃ.より　車約15分